

お知らせ

平成16年3月改訂版

建設業者のみなさまへ

埼玉県

埼玉県発注工事における配置技術者の恒常的な雇用の徹底等について

建設業法により、主任技術者・監理技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならないとされています。

このうち、「直接的な雇用関係」については、従来から監理技術者資格者証や健康保険被保険者証等により確認しているところですが、公共工事における専任の配置技術者の「恒常的な雇用関係」については、国土交通省から、「所属建設業者から入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること」との解釈が示されました。

このことを踏まえ、埼玉県発注工事においては、下記のとおり運用することとしますので、あらかじめお知らせします。

記

1 3か月以上の雇用を要する技術者

専任の主任技術者・監理技術者については、建設業者との3か月以上の雇用関係が必要となります。

なお、現場代理人と、非専任の主任技術者については、この限りではありません。

2 「3か月」の算定方法

① 一般競争入札、公募型指名競争入札、意向反映指名競争入札等

参加申込書等、最初に提出する書類の提出期限の日から3か月以前に技術者を雇用していることを要します。

② 指名競争入札

入札日から3か月以前に技術者を雇用していることを要します。

③ 随意契約

契約日から3か月以前に技術者を雇用していることを要します。

3 現場施工体制等の確認の結果、建設業法等の違反が認められた場合には、早急には是正措置を講ずるようにしてください。

なお、当該違反が悪質である場合は建設業法に基づく監督処分を行う等、厳格な措置を講ずることとします。

4 平成16年7月1日以降公告又は指名通知を行う工事から適用します。